

令和 7 年 2 月 7 日

CIC 日本建設情報センター

建設業法の改正と令和 7 年度建築施工管理技士教材の対応について

◆ 建設業法の改正内容

令和 7 年 2 月 1 日より、「建設業法施行令」の改正法が施行され、特定建設業の許可をはじめとする各種金額要件が変更されました。

改正内容は以下の通りです。(建設業法施行令 第 2 条、第 7 条の 4、第 27 条、第 30 条)

金額要件	改正前	改正後
特定建設業許可を要する下請代金額の下限	4,500 万円 (7,000 万円) ※1	5,000 万円 (8,000 万円) ※1
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限	4,500 万円 (7,000 万円) ※2	5,000 万円 (8,000 万円) ※2
専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限	4,000 万円 (8,000 万円) ※2	4,500 万円 (9,000 万円) ※2
特定専門工事の対象となる下請代金額の上限	4,000 万円	4,500 万円

※1 建築工事業の場合 ※2 建築一式工事の場合

(出典) 国土交通省 報道発表資料 「建設業の各種金額要件や技術検定の受検手数料を見直します」

◆ 建設業法の改正と試験で扱う法規について

本年度の、建築施工管理技士の試験で扱う法規は、令和 7 年 1 月 1 日時点で有効なものと試験団体から公表されています。そのため、令和 7 年度のテキスト、過去問題集の建設業法の該当箇所では上記改正前の令和 7 年 1 月 1 日の情報を扱っています。

試験内容は変更になる可能性があるため、最新情報については必ずご自身で試験団体のホームページや受検の手引等でご確認ください。